

令和4年度第2回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和4年4月27日（水）9：00～9：23
- 2 場 所 教育委員会会議室 ハーバーセンター4階
- 3 出席者 <教育委員会>
長田教育長
正司委員 梶木委員 今井委員 山下委員 本田委員
<事務局>
高田事務局長兼教育次長 芝田教育次長 工藤総務部長 竹森学校支援部長
羽田野学校計画担当部長 山根学校教育部長 田尾教科指導担当部長
河野児童生徒担当部長 山下総合教育センター所長
濱田地区統括官 松本地区統括官
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 2名（一般2名・報道0名／報道0社）
- 6 会議内容

（長田教育長）

おはようございます。それでは、ただいまから教育委員会会議を始めます。

本日は議案が5件、協議事項3件、報告事項3件です。

まず、非公開事項についてお諮りいたします。

このうち、報告事項3につきましては、教育委員会会議規則第10条第1項第2号の規定により、職員の人事に関する事、教第7号議案、教第8号議案につきましては、同項第4号の規定により、社会教育委員及び法律または条例に基づき設置する附属機関の委員の委嘱及び解嘱並びに任免に関する事、教第6号議案、協議事項5、協議事項6、報告事項2につきましては、同項第6条の規定により、会議を公開することにより教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものにそれぞれ該当すると思われますので、非公開としてはどうかと思いがいかでしょうか。

（賛同）

（長田教育長）

それでは、以上申し上げました議案等につきましては非公開といたします。

教第4号議案 神戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続の実施について

(長田教育長)

それでは、まず教第4号議案から参ります。神戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続の実施についてです。

それでは説明をお願いします。

(赤澤文化スポーツ局スポーツ企画課担当課長)

4号議案、規則改正に伴う市民意見公募の手続について御説明します。

資料の4枚目を御覧いただけますでしょうか。条例を、昨年度、御説明させていただきましたけども、今年の8月から改正することになっておりまして、それに合わせてちょっと必要な規則の改正と、その他の改正をしていこうとするに当たりまして、市民意見の公募を行うというものでございます。

7点、改正を予定しておりますので、順に御説明を申し上げます。

まず、(1)の4日前の考え方というところでございますが、公民館は少人数で、平日は12時間開館、また休館日も申込みがあれば開館しているというような状況でございます。使用しようとする日の4日前の日までに使用の申請をすることとしています。現在の規則は4日前の日が休館日に当たる場合には休館日の翌日となっておりますが、令和2年度まで休館日を除く4日前でございました。今の規則ですと、例えば、ゴールデンウィークなど連休が続く場合に休館日の翌日ということになりますと、例えば、5月7日、土曜日の利用ですと、4日前の3日で祝日、4日、5日も祝日であることから使用前日の6日まで申込みができるということになり、支障が来すことがありますので、以前と同様に休館日を除く4日前に戻すために、改めようとするものでございます。

(2)の使用料後納でございますが、これは限定的に認められております。神戸市地域サービス情報システムとは、神戸市が施設の全市的な貸館システムとして導入しようとしています、あじさいネットのことでもございまして、公民館でも10月から導入する予定としております。あじさいネットは施設の使用後に使用料を支払う方式となっておりますことから、後納になるということで追加するものでございます。

(3)の使用料の返還ですが、コロナとか気象警報発令などで使用者の責めに帰すことができない理由により使用できないときなどにつきましては、使用者に返還申請書を出してもらわなくても返還可能にしようとするものでございます。

(4)の休館日の前日の件ですけれども、例えば、休館日が日曜日の館でいいますと、土曜のことになります。開館時間が、現行では午後5時までのところ、条例改正によりまして、午後の施設の使用時間帯枠を8月から、今まで2枠だったものを3枠に増やすことにいたしました。午後3枠の使用があるときは午後6時まで、さらに夜間の使用申込みがある場合には午後9時まで、必要な時間について開館できるようにするものでございます。

(5)の附属設備につきましては、住之江公民館に平成21年に入りましたパーソナルコ

ンピューターがあるんですが、利用もないので削除しようとするものでございます。

(6) で様式の1号、2号と書いておりますけれども、今、記載すべき事項となっておりますが、全然書けていない、使用していないものがございますので削除し、その他の文言の整理を行おうとするものです。

(7) は、規則の改正に合わせまして、そのほか誤りのある条項などについて修正させていただこうとするものでございます。

御説明は以上です、よろしくお願ひいたします。

(長田教育長)

それでは、この件について御意見はございませんか。よろしいですか。

せっかく来ていただいておりますので、今、公民館の運営に当たって、教育委員会あるいは教育の関係で何か少し課題になっている件、そんな点がもしもあれば教えてもらえたらと思うんですけど、特になければ結構です。いかがでしょう。

(赤澤文化スポーツ局スポーツ企画課担当課長)

そうですね。おかげさまで、何とか今年から利用枠も増やすための改正を進める中、というところです。あと、講座事業がやっぱりなかなか、取り組んではいますが、広がっていかないようなところが課題だなと思ってるんですけども、これからどうしていけばいいのかなどというところはずっと課題として考えているところです。

(長田教育長)

はい、すみません、ありがとうございます。またいろんな面で引き続き協議なり、教育委員会とも連携していく面があると思いますので、引き続きよろしくお願ひします。

今井委員、何かありますか。

(今井委員)

すみません、私も1点だけ。ごめんなさい、この議案は全然いいんですけど、公民館って、イメージとして利用者の年齢層っていうのは、どちらかというと大人とか高齢の方が多いいかなって思ってるんですけど、子供さんの利用っていうのはどの程度、本当にざくっとした感じでいいんですけど、実態として子供さんの利用ってどのくらいあるのか教えていただけたらと思うんですけど。

(赤澤文化スポーツ局スポーツ企画課担当課長)

はい、特徴的なものとしましては、公民館の、やっぱり講座授業っていうのをやっておりまして、これはもう明らかに子供さん向けのものを設けてまして、やらせていただけてます。それについては定員をかなり超えるような応募があつて、申し込んでいただいたりし

ている状況です。そのほかの、館にもよるんですけども、玉津南では、社会福祉協議会の方とかとも連携しながら学習サポートみたいなこともやって、子供さんたちに来ていただいたりとかしているようなこともございます。

(今井委員)

ありがとうございます。

(長田教育長)

はい、よろしいでしょうか。

それでは、教第4号議案、承認とさせていただきますよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

はい、ありがとうございます。

報告事項1 教育長の臨時代理による神戸市教育委員会規則の改廃について

(長田教育長)

それでは続きまして、報告事項1です。教育長の臨時代理による神戸市教育委員会規則の改廃についてです。

説明、簡単をお願いします。

(吉森人事・組織担当課長)

そうしましたら、組織の改正に伴う規則の改正・廃止について、報告をさせていただきます。

報告事項1でございますが、令和4年3月4日の教育委員会会議において議決いただいております、教育長の臨時代理によって行いました規則の制定について、報告をさせていただきます。

2点ございまして、1点目が神戸市教育委員会事務局組織規則と公印規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。内容としましては、事務局組織規則につきましては、青少年科学館の移管に伴う記載の削除、特別支援教育相談センターの設置に伴う変更、公印規則につきましては、青少年科学館の移管に伴う記載の削除をさせていただきます。

2点目につきまして、神戸市青少年科学館条例施行規則及び神戸市教育委員会指定管理者選定評価委員会規則を廃止する規則の制定についてでございますが、こちらのほうは青少年科学館の移管に伴い不要となったため、青少年科学館条例施行規則指定管理者選定評

価委員会規則について廃止をさせていただいたものでございます。

報告については以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(長田教育長)

それでは、この件について、御質問、御意見はございませんか。

(梶木委員)

一ついいですか。

(長田教育長)

はい、どうぞ。

(梶木委員)

すみません、指定管理者選定評価委員会規則ということで、これを廃止するということなんですけど、令和3年度の評価はどちらですることになるんですか。次年度に大体評価ってしますよね、その評価は次のところですか。

(吉森人事・組織担当課長)

選定についてはもうありませんので廃止ということでございますし、評価については次の移管先で連携でやることになるかと考えています。

(梶木委員)

その委員さんもそっちでもう選ぶということですね、評価委員さんがいると思うんですけども。

(吉森人事・組織担当課長)

そちらをちょっと確認をして、また御報告させていただきます。

(梶木委員)

はい。

(吉森人事・組織担当課長)

すみません。

(長田教育長)

確認してもらったらいんですけど、恐らく次の移管先の評価委員会のほうで、前年度

の評価もしていただけるものだと私は思っていますが、違いますか。もちろんこちらからいろいろ資料や情報提供を行うという意味での連携というものはあるんでしょうけど。

総務課長何か違いますか。

(周尾総務課長)

そのとおり、次の移管された文化スポーツ局の評価委員会のほうで令和3年度についての評価をするということになります。

(長田教育長)

それでよろしいですね。

ほかございませんか。よろしいでしょうか。特にないようでしたら、次に参ります。

教第5号議案 神戸市立青少年科学館条例施行規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続の実施について

(長田教育長)

教第5号議案です。神戸市立青少年科学館条例施行規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続の実施についてです。

それでは、お願いします。

(鎌谷文化スポーツ局文化交流課担当係長)

失礼いたします。青少年科学館ですが、本年7月にプラネタリウムがリニューアルオープンいたします。多目的ドーム化することになっておりまして、現在、工事を進めております。多目的ドームシアターの目的としましてはコンサート、パブリックビューイング、講演会等での利用を想定しております。その際、できるだけ多くの方に利用いただけるように貸館をさせていただくことになっております。条例では、既に貸館に対応する形に改正させていただいておりますが、規則がそれに対応する形になっておりませんので、対応する形に改正するに当たって、市民意見公募の実施をさせていただきたいということです。

改正の概要ですが、大きく三つに分かれます。

一つ目はプラネタリウムドームを貸館として利用する際の規定を定めております。第2条で使用許可を受けるに当たって申請書の提出を求めています。併せて申請書の受付期間を設定しております。具体的には6か月前から3か月前というふうにしております。なので3か月前と申しますと、本来プラネタリウムとしての運用を前提としておりますので、貸館でプラネタリウムが実施されないということをできるだけ防ぐということ。それから貸館があるということを早く広く周知できるようにと。それから投影員が本来の業務であるプラネタリウムの業務を十分に実施できるよう余裕をもって準備できるように、この期

間として定めております。それから、第3条で申請書に届けるべき事項を定めさせていただきます。

二つ目としましては、これまで、業として写真また広告等の行為で利用を申し出る場合の規定というのは定めておりましたが、今回、貸館を行い、料金を徴収しますので、貸館利用の場合を使用とし、従来の業としての利用を行為使用と定義し、併せて返還、減免に関する基準というのを設けています。使用に関する条文としましては、第8条で使用料の返還、第11条で使用料の減免を規定しています。それから、行為使用に関しましては、第9条で行為使用料の返還、第12条で行為使用料の減免を規定しています。

三つ目ですが、従来入館者に関しての禁止規定というのは定めておりましたが、今回、貸館を設定をいたしますので、貸館で該当するものへの禁止規定というのが制定されておられませんので第14条で行為の禁止として規定しております。

以上です。

(長田教育長)

それでは、この件について御意見はございませんか。

どうぞ。

(正司委員)

改正点に関しましては御説明いただいて理解できるし、納得できるものだと思います。実際の動きなんですけど、6か月前から3か月前までの申請というのは、手続として、ここは申請できますよというような提示があって申請するのか、実際に申請があってからプラネタリウムとの兼ね合いを勘案して許可を出すのか。その辺りについて、決まっていれば教えていただければと思います。

(鎌谷文化スポーツ局文化交流課担当係長)

基本的には貸館の時間ってというのは、平日は16時以降という形で設定をしております。16時以降でしたら本来、1回そのところでプラネタリウムの投影がございますが、基本的には子供たちの学習番組に関しては影響がない時間帯になりますので、そこに関しましては申出があった場合、特段、その申出の内容に不都合等がない場合は、そこで受けさせていただくということを考えております。土日、休日に関しましては、全日という形になっていますが、同様な形で、できるだけプラネタリウム業務に影響のない形では受けたいというふうに考えております。

(正司委員)

ありがとうございます。

(長田教育長)

ほかにございませんか。特に新年度になってから問題はなく、業務遂行を引き継いでやっていたらということに理解してよろしいのでしょうか。

(鎌谷文化スポーツ局文化交流課担当係長)

はい。この間の土曜、日曜は雨が降りましたので、久しぶりに子供たちでにぎわってありました。またリニューアルさせていただいたところも、多くの親子連れで楽しんでいただけておりました。

(長田教育長)

それは何よりでございます。引き続き、次のリニューアルに向けて、一層の努力をお願いしたいと思います。

(鎌谷文化スポーツ局文化交流課担当係長)

ありがとうございました。

(長田教育長)

これ議案ですので、すみません。承認をお願いしたいと思います。教第5号議案承認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

はい、ありがとうございます。

協議事項1 学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について

(長田教育長)

それでは続きまして、協議事項の1です。学校園における新型コロナウイルス感染症対策等についてです。

説明は。

(美藤学校保健担当課長)

説明のほうは特にはないです。

(長田教育長)

特にないですか。

(美藤学校保健担当課長)

よろしくをお願いします。

(長田教育長)

では、事前に見ていただいている資料、御覧いただいていると思いますが、何か御意見、御質問ございませんか。

正司委員。

(正司委員)

学校園における感染者の推移のデータとか、別途コロナ等が心配で来れない子供たちの数等、御報告いただいているんですけど、以前と比べてどちらも減ってはいるんですけど、下げ止まりみたいな形になっているようにも思います。現場から、長引いていることもあって、これについて何かこんなことを考えてみないかという提案が、もし来ていれば教えていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょう。

(美藤学校保健担当課長)

委員がおっしゃるとおり、下げ止まりという形で、新年度になりましてもやはり報告のほう、委員会のほうに来ております。ただ本当、現場のほうも先生方、協力してやっていただいていたたり、保護者の方々の理解も得られている中で、今のところの大きな、そういうような要望、意見等は聞いてはおりません。

(長田教育長)

ほかにご覧いませんか。よろしいですか。

ちょっとだんだん暑くなってきつつありますので、もう春の運動会、体育大会の練習もあろうかと思うんですけど、熱中症対策のほうも十分徹底いただいていると思いますけど、学校現場からその辺に関して、特段の照会とか課題みたいなことは上がってますか。特にないでしょうか。大分皆さん慣れてきているとは思いますが。ただ若干、運動するときにきちんとマスクを外してしましようと言って、若干そこが徹底できてない部分があるとかいう話も少し聞いたりもしますが、いかがですか。

(田尾教科指導担当部長)

現在、教科指導課のほうに学校園からの、そういった相談の連絡は入ってはおりませんが、折に触れて、体育世話係でありますとか本日行われる校長会等でも、その辺については、改めて念押ししてまいりたいと思っております。

(長田教育長)

はい、ぜひよろしく願いいたします。

ほかよろしいでしょうか。特にないようでしたら、今日のこの項目以外でも何か皆さん方から、ほかのテーマでも結構ですので、御意見はございませんか。

よろしいでしょうか。またお気づきの点がありましたら、後日、事務局のほうに御連絡をいただきたいと思えます。

それでは、本日の公開案件はこれで終了をいたしました。

恐れ入りますが、傍聴者の方々は御退席をお願いいたします。

閉会 9時23分